

○国土交通省令第三十四号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

国土交通大臣 石原 伸晃

国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第三号の次に次の一号を加える。

四 法令の規定により添付すべきこととされている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報を、行政機関等が指定する地理情報システムにより作成し、これを送信するとき。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項の規定により申請等を行った者が当該申請等に係る手数料を納付するときは、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、当該申請等を行ったことにより得られた納付情報により、当該手数料を納付するものとする。

（船舶法施行細則の一部改正）

第二条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項に次のただし書を加える。

但行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ（以下「電子情報処理組織ニ依リ」ト謂フ）前条第一項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ当該申請ヲ為シタルコトニ因リテ得ラレタル納付情報ニ依リ納付スルトキハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第五十条ノ二第一項に次のただし書を加える。

但電子情報処理組織ニ依リ前条第一項ノ測定又ハ改測ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ当該申請ヲ為シタルコトニ因リテ得ラレタル納付情報ニ依リ納付スルトキハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第五十一条第二項に次のただし書を加える。

但電子情報処理組織ニ依リ前項各号ノ申請又ハ請求ヲ為ス場合ニ於テ当該申請又ハ請求ヲ為シタルコトニ因リテ得ラレタル納付情報ニ依リ納付スルトキハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

（船員法施行規則の一部改正）

第三条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十九条に次の一項を加える。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第百二十一条の二又は第一項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により前項の手料を納付するときは、前項の規定にかかわらず、現金をもつてすることができる。

（海難審判庁の裁決書の謄本等交付手数料に関する規則の一部改正）

第四条 海難審判庁の裁決書の謄本等交付手数料に関する規則（昭和二十三年^{総理庁令第九号}運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（海事補佐人登録規則の一部改正）

第五条 海事補佐人登録規則（昭和二十三年^{総理庁令第十二号}運輸省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により前項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（通訳案内業法施行規則の一部改正）

第六条 通訳案内業法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条の試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五条の二第三項の規定により第一項の手料を機構に納付する場合には、前項の規定にかかわらず、法第五条の三第一項の試験事務規程で定めるところによる。

（建設業法施行規則の一部改正）

第七条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申請の場合の許可手数料の納付方法）
第八条の二 令第四条ただし書の規定により現金をもつて許可手数料を納めるときは、同条ただし書の申請を行ったことにより得られた納付情報により、当該許可手数料を納めるものとする。

（水先法施行規則の一部改正）

第八条 水先法施行規則（昭和二十四年^{運輸省令第一号}経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により第五条第一項又は第十八条第一項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により当該手数料を納付するときは、現金をもつてすることができる。